

会 則
自治会館使用規則

令和4年4月1日

桂坂つばき自治会

桂坂つばき自治会 会 則

第1章 総 則

【名称】

第1条 本自治会の名称は、桂坂つばき自治会（以下「本会」という）と称する。

【事務所の所在地】

第2条 本会の事務所を京都市西京区御陵大枝山町5丁目16番地1 「つばき自治会館」内におく。

【目的】

第3条 本会は地域社会の発展ならびに、住民福祉の増進を図ることを目的とする。

【事業】

第4条 本会は前項の目的達成の為、次の事業を行う。

1. 地域環境の整備及び、福利厚生に関すること。
2. 青少年の育成及び、体育・文化の振興に関すること。
3. 保健衛生・緑化等に関すること。
4. 防犯・防火防災・交通安全及び、公害対策等に関すること。
5. 会員の弔事に関すること。
6. 集会所の管理運営に関すること。
7. 市政及び、社会福祉事業の協力に関すること。
8. その他、本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会 員

【会員資格】

第5条 会員の資格は御陵大枝山町5丁目に移住したときに始まり、転居したときにその資格を失う。

【会員の権利と義務】

- 第6条 会員は本会が主催するすべての催しに参加でき、かつ平等の取扱を受けることが出来る。
2. 会員は本会に対し高い認識を持ち、私利私欲の為に本会を利用してはならない。
 3. 会員は本会所定の会費を納めるとともに、会則並びに機関の決議事項を守らなければならない。

第3章 組織、役員及び専門委員

【組織】

第7条 本会の運営を円滑にするため、本会の管轄する地域内を次のように区分する。

1. 管轄地域を3つに分け、それぞれを1区、2区、3区とする。
 2. 1区を7班、2区を9班、3区を5班とする。
 3. 各々の区、及び班の範囲、番地は別図に示す。
2. 前項の区分に従い、それぞれの班に班長を置く。
 3. 必要があるとき、それぞれの区に区長を置くことができる。（原則：区長・副区長の廃止）
 4. 4月1日時点で75歳以上のみの世帯は、申し出があれば高齢を理由に班長を免除してもらうことができる。

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 1名
4. 監査 1名
5. 庶務 1名
6. 集会所担当 1名

【専門委員】

第9条 第4条の事業を円滑にするため、次の専門委員を置く。

1. 体育委員（運営委員）
2. 文化・広報委員
3. 交通防犯委員
4. 緑化衛生委員
5. 少年補導委員

【役員等の任務】

第10条 役員等の任務は次のとおりとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を統括するとともに、市政協力委員を兼務する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は会務を代行する。
3. 会計 本会の会計事務を担当する。
4. 監査 本会の会計、財産目録を監査する。
5. 庶務 本会の庶務事項を担当する。会員の入退去を把握し会計と常に連絡し合う。又会議議事録等を作成し管理する。
6. 集会所担当 使用規定により円滑に運営を行う。
7. 市政協力委員 市政に協力し、必要事項を速やかに会員に連絡する。
8. 班長 自班の現状を把握し、入退去があれば速やかに役員に届け、会費の徴収、書類の配布、その他各戸宛に連絡事項を行う。輪番にて、集会所の掃除を行う。
9. 体育委員 会員の健康増進と、より一層の親睦を計るため、体育振興会委員と協力し、スポーツ及び体育振興を担当する。
10. 文化・広報委員 文化向上のための行事等を担当する。自治会行事等の周知と広報を担当する。
11. 交通防犯委員 町の安全維持、交通安全に関することを担当する。
12. 緑化衛生委員 市からの保健衛生に関する通知事項を速やかに会員に連絡すると共に地区の緑化や衛生管理を担当する。
13. 少年補導委員 子供達の健全な育成をめざし各種行事を担当する。

【役員及び専門委員の選出方法】

- 第11条** 次期役員は現役員と、現班長により選出し、総会で承認を得るものとする。選出方法については、会長は各区の輪番で決めることが望ましい。他の役員については互選により決定する。
2. 班長は各班の合議のもとに選出するが、原則として輪番制とする。但し、班長に選出された者が役員に選出された場合は速やかに、これに代わる班長を選出しなければならない。

【役員等の任期】

- 第12条 本会の役員等の任期は、定期総会より次期総会までの1年とし再任を妨げない。
- 役員等に欠員が生じた場合は、必要に応じ速やかに補充するものとし、補充された当該役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 役員は半数ずつ交代し、本会の運営に支障をきたさないようにすることが望ましい。

【委員の補佐】

- 第13条 班長及び各委員の任務は役員が補佐する。

【役員報酬】

- 第14条 役員報酬は無償とする。ただし市政協力金・公園愛護報奨金・国政調査報奨金については、一般会計に計上後、当該年度の役員・班長にて分配する。

第4章 会議

【総会】

- 第15条 総会は最高の決議機関であって、年1回定期に開催する。

【臨時総会】

- 第16条 臨時総会は会長が必要に応じて招集することができる。

【班長会】

- 第17条 班長会は総会に次ぐ決議機関であって、総会から次期総会に至る間において、緊急を要する重要事項及び総会から付託された事項を総会に代わって審議決議する。尚、班長会は役員と班長で構成する。
- 班長会は、役員2分の1以上または専門委員の要請があったとき、もしくは役員会及び専門委員会において、決定することが適当でないとき会長は之を招集する。

【役員会】

- 第18条 役員会は役員で構成し、本会の執行機関であって本会の目的に沿って日常業務を企画立案し、之を執行する。
- 役員会は、会長が招集する。

【専門委員会】

- 第19条 各専門分野におけるそれぞれの日常業務について協議する。
- 検討事項があれば班長会に計り、その議を経て実行する。

【議長】

- 第20条 各会議の議長は、原則として次により選出する。
- 総会の議長は、正副議長の2名とし、その都度出席者の中より選出する。
 - 班長会及び専門委員会の議長は1名とし、役員輪番とする。
 - 役員会は会長が議長を務める。

【総会の議決事項】

第21条

- (1) 役員を選出
- (2) 事業報告及び、収支決算
- (3) 事業計画及び、収支予算
- (4) 会則等の制定及び変更
- (5) その他、本会に必要な重要事項

【会議の成立と決議】

第22条 総会、班長会及び専門委員会は構成員の2分の1の出席を以て成立し、議決は、出席人員の過半数を以て之を行う。但し、総会に出席できない者はその決議に従う旨の委任状を提出するものとし、委任状は之を以て出席とみなす。尚、可否同数の場合は議長がこれを決する。

2. 総会で議決権を有するものは1住戸（会費納入単位）につき、1名とする。

第5章 会 計

【会計の種類及び収支支出】

第23条 本会の会計は、会費・臨時会費・寄付金・その他の収入を以て之に充て、本会の目的達成、つばき自治会館の維持費、その他役員会、専門委員会で特別に必要と認められ、総会にて決議された事項を予算によって運用する。

【会費】

第24条 本会の会費は1会費（1住戸）当たり1ヶ月500円也とし、4月上旬に4月から翌年3月分をまとめて納入するものとし、納入方法は、原則として班長による集金とする。4月1日時点で75歳以上のみの世帯は、申し出があれば、会費を1ヶ月250円也とすることができる。

2. 途中入居者については、初回は、入居翌月分からそれぞれ前項同様まとめて納入する。
3. 臨時会費は班長会で必要と認めた時、役員会の承認を得て徴収する。

【不返還の原則】

第25条 会費、臨時会費等既収の収納金は原則として返還しない。

【慶弔その他】

第26条 (1)慶弔金を下記のとおりさだめる。

- ① 会員の死亡については金1万円（柩一对代を含む）をお供えする。
- ② 住宅災害 イ.火災半焼以上 金1万円也
ロ.破壊半壊以上 金1万円也
- (2) 寸志及び友誼団体等の慶弔については役員会が決定する。
- (3) 家族の希望があれば葬儀の手伝いをする。

【会計年度】

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日を以て終わる。

【会費の保管及び会計帳簿】

第28条 徴収済の会費は金融機関に預け入れするものとする。

2. 本会の会計を明らかにするため現金出納簿・会費徴収台帳等を備え会計が之を管理する。

【会計監査】

第29条 会計監査は毎年1年会計年度終了後に行うものとし、監査事項は次のとおりとする。

- (1) 収支に関する決算書類
- (2) 事業報告
- (3) その他必要書類

2. 役員会は総会の議を経た決算報告書をすべての会員に公表しなければならない。

第6章 住環境の保全と整備

【建築協定】

第30条 本会会員は各住宅において緑豊かな有効緑地を確保し、常に住環境の保全と整備に努めなければならない。

2. 本会の役員・班長は「京都市建築協定書」規約に基づき、建築協定会員の有資格者については、その任期中「建築協定運営委員」に就任し、「建築協定運営委員会」を構成する。
3. 本会は、「建築協定運営委員会」と連携運営するものとする。
4. 本会の会長は会員の中より「建築協定運営委員長・副委員長」を推薦することができる。
5. 本会の総会時に「建築協定運営委員会総会」を同時開催するものとする。

第7章 雑 則

【つばき会館使用規則】

第31条 つばき会館使用規則は別に之を定める。

附 則

1. この会則は平成3年4月1日より施行する。
2. 一部を改訂補足し、平成4年4月12日より実施する。
3. 一部を改訂補足し、平成7年4月9日より実施する。
4. 一部を改訂補足し、平成9年4月6日より実施する。
5. 一部を改訂補足し、平成10年4月5日より実施する。
6. 一部を改訂補足し、平成12年4月2日より実施する。
7. 一部を改訂補足し、平成14年4月1日より実施する。
8. 一部を改訂補足し、平成15年4月1日より実施する。
9. 一部を改訂補足し、平成23年4月1日より実施する。
10. 一部を改訂補足し、平成29年4月1日より実施する。
11. 一部を改訂補足し、令和3年4月1日より実施する。
12. 第24条を改訂補足し、令和4年4月1日より実施する。

桂坂つばき会館 使用規則

【総則】

第1条 本集会所は「つばき会館」（以下「会館」という）と称し桂坂つばき自治会（以下「本会」という）の活動を円滑に遂行し、且つ会員の親睦を増進する目的のため使用される。

【使用禁止】

第2条 政治・宗教団体及び営利目的の会館使用については、これを禁止する。

【使用順位】

第3条 会館の使用順位は次のとおりとする。

- (1) 会員の葬儀
- (2) 本会の会合（役員会・班長会・各委員会など）
- (3) 各部会（会員参加の趣味の会、運動クラブ等）
- (4) その他役員会で承認されたもの

【使用時間】

第4条 会館の使用時間は葬儀の場合を除き、原則として9時～22時までとする。

【使用手続】

第5条 会館を使用するは、事前に日時・用途などを所定の用紙に記入し 集会所担当役員（以下「管理委員」という）に提出し、許可を得るものとする。

【使用料金】

第6条 会館の使用料金は次の通りとし、光熱費・冷暖房費は徴収しない。

- (1) 会員の葬儀に使用する場合は、1葬儀につき金1万円也とする。
- (2) 第3条(2)・(3)の会合については、無料とする。
- (3) 第3条(2)・(3)以外の会合については、1時間当たり千円也を徴収する。

【使用上の注意事項】

第7条 会館の使用に当たっては、次の注意事項を厳守すること。

- (1) 什器備品などは、本会の財産であり、大切に使用すること。
- (2) 後始末・戸締りなどは、使用責任者が責任を持ってこれを行う。
- (3) 使用后、責任者は速やかに管理委員に報告し、鍵を返却する。
- (4) 無断で会館を改造など、又釘など打ちつけたりしてはならない。

以上